

1975年9月10日

伊方原発訴訟を支援する会

国側、「企業秘密」に苦慮

さる7月19日の高松高裁の決定と、被告である国側の最高裁上告断念とによって、松山地裁の「文書提出命令」が確定したことは既報の通りである。次回公判（第8回、9月25日）には、立証計画を提出する予定となっているので、弁護団から松山地裁に、「いつ文書が到着するのか」と問い合せたところ、「まだ国側から何の連絡もない」とのこと。それで、被告代理人の一人の奥平検事に、8月中旬に弁護団から問い合せた際、つぎのような返事が返ってきた。

「企業秘密以外の資料については提出の準備にかかっている。企業秘密の分については、関係企業の同意をとらねばならないので、目下努力している。もし同意がとれない時にはどうするかも検討している。証人の出頭についても、拒否できる場合もあるから、提出命令が出ていても、出さないというケースも考えられる」と。

さらに、9月4日の電話連絡の際には、国側の代理人の上野検事は、つぎのように話していたという。「提出文書のコピーが一応終わったので、これから裁判所に送る。その中には、企業の諒解をとった企業秘密も一部含まれている。しかし、あと、3、4点の資料については、まだ諒解が得られていないので、次回公判までには間に合わない。文書提出命

令が出ているのに、出さないというのは確かに問題もあるが、とりあえず、出せる分だけ出して、あとまわしにしたい」と。

こうした往生際の悪さが、企業側の抵抗によるのか、あるいは、猿芝居なのかは不明であるが、どうやら、諒解を遅らせているのは米国のウエスチングハウス社だという。これまで、おそらく、原子力委員会の安全審査に対しても、「企業秘密だからくわしくは言えないが、大丈夫だからまかせておけ」という態度で通してきたと思われるウエスチングハウス社だけに、「いまさら何を」と腹を立てているのかもしれない。あるいは、米国内ですら企業秘密ということに通っているものを公開させられることについての、国際的な関着が起きているのかもしれない。先日、京都で開かれた反原発集會に出席した、米国のネーダー・グループのジョン・アボッツ氏も、「ウエスチングハウス社が何か対応してきたら是非知らせてほしい。米国でも共同行動をとるから」と話していた。

国は、直ちに全資料を提出せよ！

第8回公判

9月25日午後1時 松山地裁大法廷
——「文書提出命令の完全実施」と、立証
における主導権とを勝ちとろう——

文書提出命令に対する高松高裁決定を得て（つづき）

伊方原発訴訟弁護団 平 松 耕 吉

原告側の主張

第一に国側には民訴法312条2号の提出義務がある旨主張し、

①原子力基本法2条は原子力の研究開発、利用についての民主的運営、並びにその成果の公開を規定し、原子力関係法規の解釈、運用の指針及び原子力行政全般にわたる基本的原則を定めているから、国側は関係規定の具体的運用に当たって、公開原則を排除する規定又は特設の合理的理由なき限り民主的なガラス張りの手続を採用せねばならないこと、

②この様に国側が原子力行政の一環たる安全専門審査手続において作成された個々の調査審議の具体的成果としての文書資料を有する場合には、民主的運営並びに成果公開の規定に従って、この資料閲覧ないし公開を重大な利害関係ある国民に対し拒否出来ないこと、

③右基本法2条による、閲覧ないし、公開が拒否出来ない以上、具体的な法規によって文書の引渡又はその閲覧を求める権利が定められていない本件の場合においても国民に閲覧又は公開を求める利益と必要が存する限り、同号の提出義務を認むべきこと、

④基本法の原則は個別的法規によって始めて具体化されるのではなく、むしろ国側がこれを順守し、資料公開を現実を実現する行為によって具体化されねばならず、これを為さないまま閲覧規定不存在を理由として資料を秘匿するのは国側が自らの怠慢を原告らへの反論に利用せんとするものであって主客を転倒するものであること、

⑤行政訴訟は民事訴訟と併立する独自の訴訟法であり、民事訴訟に関する法規は、行政事件の構造と矛盾しないかぎりにおいてのみ準用され得る（行訴法7条には「この法律に定めがない事項については民事訴訟の例による」と規定されている）のであるが、力関係において対等な当事者間の訴訟を前提とする弁論主義を実質的に行訴法の基調とする為には殊に行訴法24条職権証拠調べの制度や提出命令制度の活用が重要となること、

⑥我国行政手続法の制度的未整備の現状は国民側に決定的に不利益な力関係の差をもたらしていることが多いが、これは民主的運営、成果公開規定が存し、処分専門性、技術性が高度で文書資料の必要の大きい原子力行政においてすら同様であって、地元住民に対する資料、情報の公開やその意見反映手続が皆無に等しい不当な状況であり、かかる状況はむしろ国側の怠慢により生じていること、

⑦本件申立が地元住民への資料情報公開とこれによる適正な意見形成の最後の手続的機會であること、

⑧元々、住民が処分による不利益を受ける恐れが重大であればある程、処分の対象及び内容に関する十分な基礎資料を予め国側が準備し、住民に公開してその意を問うことは、憲法13条もしくは31条により認められた手続的公正保障の原則からも要請されると解されるが、原子力基本法2条はかかる原則の具体化に他ならない、等の理由を展開した。

そして第二に同条3号前段の提出義務があるとして、

①原告ら地元住民は本件安全審査資料が有機的の一体として安全性未実証の、重大な災害（事故又は公害）の恐れある伊方原子力発電所原子炉設置許可処分の実事上の根拠資料とされたことによって、子孫の世代にまで及ぶ生命、健康、財産等の法益に対する包括的危険を負担させられる不利益を受けること、

②この様な重大な法益侵害を発生させる恐れがあるからこそ、右設置許可手続において国は、原子炉が原子炉等規制法24条1項の基準に適合し、その設置が殊に原告ら地元住民に対する災害防止に支障がないものかについての十分な調査、審議を、国民から信託された権能に基いて為さねばならないが、本件文書はいずれもかかる調査、審議の資料に他ならない。

③それ故たとえ右資料が原告らに直接閲覧を求める権利若しくはこれを国側が閲覧せしめ又は公開を拒否出来ないという義務を生ぜしめる文書（312条2号該当の文書）とはいえないと仮定しても、同文書は少なくとも原告らへの災害防止という利益を、手続的公正保障（及びその具体化たる原子力基本法2条）の理念によって担保する為作成された資料に他ならないこと。

④そして当然原告らは国民として自ら重大な利害を有する行政処分の根拠について能動的に知る権利を有し、基本的にかかる文書を右設置許可処分の当否をめぐる行政訴訟の場において、国と実質的に対等の立場で、自己の必要とする挙証につき、利益に利用し得る地位にあること。

⑤この様に原告らに対しても国側と対等に、

右文書に関する312条3号前段の挙証者としての利益を認めるのでなければ、被告のみが同文書を独占することとなるところから、必然的に被告は自己の挙証上の利益に添う部分のみを分断して、任意の時期にこれを利用することとなる結果、原告らの不利は著しく、およそ公正な裁判の進捗は根本的に期待し得なくなってしまうこと。

等の理由を組み込んで原告らの立場と文書提出の必要性及び提出命令制度の意義等についての前提的主張を展開した。

しかる後、第三として本命である同条後段の提出義務該当性について、

①先にも述べたとおり、文書提出命令制度の趣旨は、裁判の公正及び中立性を害しない限り、挙証者の不利を補い、未提出の文書を提出させて、真実発見及び訴訟促進の実を挙げんとするところにあること、

②そして当事者の力関係に著しく差のある行政訴訟の場合においてはむしろ積極的に提出命令制度を活用して行政庁の独占する文書資料を提出させることが、裁判の実質的公正及び中立性に適合し、被告主張の弁論主義の理念を実質的に、補完するゆえんともなること、

③それ故、行政訴訟の場合において右制度を機能せしめるに際し、同号後段にいう「挙証者と文書の所持者との法律関係につき作成せられたる」文書の意義についても被告主張の様に「右両者の直接又は間接の関与のもとに作成され両者間の具体的な法的地位が直接明らかになる様な」文書を指すと狭く解するのは疑問であること、

④原告らは、被告に対し、その設置許可に基づき急ぎ設置されつつあるところの原子炉

が原告らの適正な生活環境、健康及び生命を破壊する恐れの大い施設であることを理由として、かかる被害を予防するため、右設置をもたらす許可処分についての取消を求め得る法律関係にあり殊に右許可が基本法2条の基本原則を無視したずさんな安全審査手続を基に為されたことを理由として、その取消を求め得るという法律関係に立っていること、

⑤而して、本文書はいずれも専門的、かつ技術的な右許可処分の実質的基礎資料として、一連の調査、審議内容を記載するとともに、有機的の一体として、審査手続を構成する文書でもあること、

⑥そして又、本文書はいずれも伊方原発が原子炉等規制法24条1項の基準に合致して国民の利益に適合しているか、殊に原告ら地元住民に対する災害防止上支障がないものであるかについての重要な事項につき為された安全審査手続過程において、法令、又は手続的公正保障並びにその具体化としての原子力基本法2条の理念上、当然作成（若しくは提出）を予定されて、作成（提出）されるに至ったものであること、等の理由を掲げたのである。

国側の反論

このような申立に対する国側の当初の対応につき特に問題となる点を略述すれば、

①安全専門審査会における審査の大部分を実質的に担当した第86部会及びその各グループの議事録、部会専門委員作成の調査資料、審査結果報告書及び現地調査記録はすべて存在しないとの回答が為されたこと。（前記意見書一、4）

②右回答に対する釈明の結果、次の如き予想外の事情が判明した。

1) 審査会事務局たる科学技術庁原子力局担当職員が第86部会及びその各グループの審議における主要事項を記載した記録（いわゆる担当者メモ）が、担当職員の手元に残っているが、その保管方法もきまっていないこと。

2) 事務局である原子力局が原子力委員会に提出した資料（提出命令申立書文書の表示5において特定していたもの）以外に、安全専門審査会及び第86部会の審査に際し提出した資料は前者に対するものが10点、後者に対するものが3点存在する。

（但し後者3点のうち「四国電力伊方発電所の原子炉設置に係る安全性について」（中間報告）（案）「四国電力伊方発電所の原子炉設置に係る安全性について」（案）、と題する資料2点は現存しない。）

3) 企業からの申請内容につき部会の疑問を質す方法について、第六回弁論期日における原告側からの口頭釈明に対し、国側は「設置者（申請者）が（部会で）説明するのを聞いたときはその席上で質すが、委員だけでやる時には事務当局（原子力局）が設置者側の担当者を呼んで、申請者や添付書類をさらに詳細に聞くために参考資料を出させる。これらに問題があるときは（申請書、添付資料、参考書類を）直させるという形を取っている。したがって記録は、申請書、添付書類、参考書類として残る。」と答え、企業と原子力局及び部会との癒着が明らかとなった。

③提出義務原因に対する法律上の主張として国側は予想通り、前述の様な従来の民訴理論に固執した狭い解釈を主張して来、殊に民訴法312条3号後段の「法律関係に付き作成された文書」の解釈論に関連して各文書に

ついてその内部資料性（例えば法令により作成を義務付けられていないものであって、審査手続上の便益の爲事実上作成されたものにすぎないこと、記載内容や保管方法も任意の方法で為されており、元々公開、閲覧を予定した文書ではないこと等）を強調して来た。

④ただ当然主張されるであろうと思われた各文書と立証趣旨との具体的関連性の不明確又は不存在に関する主張及び秘密保持の要請による提出義務不存在の主張等については、原審の申立認容決定以後、国側即時抗告申立書中において始めて為されたにすぎない。その理由は、国側が旧来の民訴理論に安住して、原審の結論についての見通しを樂觀し、十分な主張展開を怠ったものとも思われ、あるいは、原告側の基本的主張に牽制されて有効な反論の機会を失したものとも解されるのである。

松山地裁決定の内容

以上の申立に対する原審決定の内容につき簡単に述べれば、同決定は結果として従来の民訴理論と抵触することの最も少い（従って提出命令を認容する上に最も採用し易い）民訴法312条3号後段の文書（以下法律関係文書という）に該当するという論拠に基き、ほぼ大半の文書について提出命令を認容したのであるが、いわゆる「担当者メモ」（部会及びその各グループの審査経過記録相当文書）についてののみは①その作成を要求する法令上の根拠はなく、②弁論の全趣旨によれば一般

に部会の審査につきかかる記録は作成されておらず、担当職員の心覚えとして部会活動の要点をメモしたものにすぎないのであって、同職員が個人として所持しているものと認められる、として申立の一部を却下した。

そして、右認容文書が法律関係文書に該当する理由としては、「原告らと被告との間の（本件許可手続の合法性をめぐる）法律関係発生過程において作成され、同法律関係と密接に関連する事項を記載したものであるから、右両者間の法律関係につき作成された文書に該当する」と簡略に述べて詳しい解釈論上の争点には立ち入らなかった。

しかし、同決定は末尾に、原告らの右文書提出を求める必要性につき特にコメントし、「しかも本件取消請求訴訟においては、被告の許可処分¹の審査手続が適正になされたか否かが主要な争点となっているところ、本件文書が右争点を解明するうえで極めて必要かつ重要な証拠方法²であって、原告らにおいて他に立証上有力な資料を持ち合わせていないものと認められるから、本件文書の提出を認める必要性は、これを十分肯認することができる」として、裁判所が原告らの基本的な立場と主張を充分配慮し右争点解明についての積極的な姿勢を有していることを示すとともに、この様な目的文書の実質的必要性、重要性に応じ（その限度内で）提出命令制度を運用すべき旨を判示する数行を付加している点は重要である。（次号につづく）

反原発全国集会成功裏に終る

さる8月24日の朝8時半ごろから、反原発全国集会の第一日目の会場である、京都市四条烏丸のシルクホールに、全国各地からの

参加者が続々と集って来ました。前日の早朝に来襲した台風6号の影響のために、一時は、集会の成立さえ危ぶまれ、心配げに会場に待

機していた集会実行委員の人たちの顔にも、ようやく安堵の気配が見られ、きびきびと、受けや会場準備が進められていったのです。こうして初日には約600名の人たちが、さらに2日目には、700名に近い人たちが、北は北海道、南は鹿児島を含め全国各地から参加するという盛会さでした。

集会成立まで乗り越えられた障害は、もちろん、台風や新幹線の事故だけではありません。何しろ、文字通り多様性に富んだ各地の運動を土台に、やはり、一定の手続きとまとまりの必要な集会を準備するために、事務局を中心とした各地の実行委員の人たちの努力は、大変なものでした。また、お金とヒマな時間に恵まれていない各地の運動体が、一人でも多くの人たちを参加させようとして払われた努力も大変なことだったでしょう。報道陣はもちろんのこと、各地からこられた人たちもお互に、「よくまあこんなに集ったもんですな。よかったですな」と、実感をこめて話し合っておられました。それは、おそらく、これまでの約半年の準備の途を、ふりかえっての感慨だったのでしょう。

初日に予定されていた公開討論会は、推進側の人たちが、「絶対反対を宗教のように信じている人たちの集会では、サシミのツマにされるだけ」と正直に、あるいは、「時間がない」、とか「適当な人がいない」などと言いのがれて、とうとう誰も参加せず、当日、司会者からの「この空席に会場から誰でも出てほしい」とのすすめにも応じる人もないままに終わりました。しかし、その席上で各地の住民を代表して、柏崎の芳川広一氏が行った、推進側告発の弁は、参加者に大きな感銘と共感とを与えました。氏は、これまでの

10年あまりの闘いをふりかえり、生々しい事実をあげながら、産、官、学一体となった推進側が、原子力発電に疑いを持った少数の住民を、いかに愚か者として扱い、供給や買収をほしのままにしてきたか、そして、住民の自前の学習活動を基にして、いかにそれらの攻撃に耐えてきたか、さらに、現在では、バケの皮をはがされた推進側が、自信を持った住民たちに追いつめられている状況を、静かに力強く報告された。氏が代弁した各地の住民の、この執念と自信こそ、こんどの集会を成功させ、お互の交流を通じて確かめあわれたことだったと思います。

集会最終日の総括集会で、以下の「集会宣言」が、万雷の拍手で確認されました。これは、こんどの集会で議論されたことのまとめであるとともに、各地のこんどの運動の指針ともなることでしょう。なお、集会で行なわれた報告や討論は、「集会報告」として、実行委員会から発行されることになっています。

(Q)

集 会 宣 言

「生存をおびやかす原子力」を共通の認識とし、「すべての原発の停止」をめざして、私たち700名は全国各地から集まった。

「実証炉」というふれこみで導入されたわが国の原発は、事故の続発によって、営業運転に入っている原子炉のうち、まともに動いているものは一つとしてない。このような惨たんたる状態に直面しても、推進側は「幾重もの安全装置をほどこしてあるから大丈夫だ」と、かれらの言う「小事故」の過小評価にやっきとなっている。しかし、この「多重防護の安全設計」が完全な信頼を寄せうるものでないことを私たちは知っている。机上の確率

計算で危険性をおおいかくすことは決してできないし、いままでの経験が教えることは、「小事故」の重なりの上に大事故が発生するということである。

この原発および核燃料再処理工場がつくり出す「死の灰」やプルトニウムの処理について、かれらは具体的な方策をまったく明らかにすることはできていないし、平常時でも漏れ出る放射能の人体に対する影響や、温排水の生態系に対する影響に関しては、分からないことをもって影響がないと、まったく非科学的な結論を下している。

しかし、100万キロワット1基を1年運転すると、広島に落とされた原爆1,000発分も出る「死の灰」の安全で完全な処理のしかたは、現代の科学では見つけ出せない。

再処理工場で取り出されるプルトニウムは、地球にあるあらゆる毒物の中でもっとも毒性の強いものの一つであるとともに、わずか8キログラム程度でごく簡単に原爆が製造できることを考えれば、これを地球上に存在させることそれ自体が大きな罪悪である。

温排水はその熱影響だけでなく、放射性物質や塩素などとの複合汚染という深刻な問題をかかえている。海に生きる漁民にとって重大問題であるだけでなく、魚介類を主要なタンパク源とする日本中に住む人々全体の問題である。

微量の放射能の人体に対する影響は、分からないことではなく、いかに少量でもその量に応じて悪い影響を及ぼすという報告を私たちは重大であると考える。

ガンや白血病などによる傷害と遺伝的影響について考えるとき、身の毛のよだつ思いがする。これはもはや一地域の問題にとどまら

ず、全人類の問題である。とくに作業被曝の急速な増加は緊急かつ重大な問題である。

このような難題をぶつけられた推進者たちは、さすがに原発が「安全性」の上でも「経済性」の上でも実証されたものではないことを認めざるをえなくなっている。かれらは「実用炉」ではないが「実証炉」であるというわけの分からないことを言うまでに後退しているのである。

「安全であり実用に耐える」としてきたいままの「安全」審査は、実用に耐えない実績によってすでに破綻をきたしている。「安全である」「安上がりである」と私たちをだまし続けてきた政府・電力会社・御用学者たちは、いったいどう責任をとろうというのだろうか。驚くべきことに推進者たちは、私たちの追及に誠意をもって答えるのではなく、「それでも原発は必要だ」、「電気がいらぬのか」というおどしをかけて、なおも原発推進の道を進もうとしている。かれらは今後「安全」審査を放棄し、「安全性」を無視して、「必要」審査のみをしようというのか。

かれらは「国民的合意」を唱えているにもかかわらず、公開討論会への参加を拒否したことに見られるように、原発立地および予定地域の住民との対話を拒み、これを排除したままに突き進む腹をはっきりと固めたことと断ぜざるをえない。かれらが望む住民を排除した「中央公聴会」の開催を、私たちは断じて許してはならない。それは推進派と、「よりよい原発」の幻想を振り撒く反対派のような顔をした「専門家」との話し合いの場であり、原発推進を円滑にするための儀式にすぎない。私たちはそのような「専門家」になにも委嘱した覚えはない。

政府・電力会社は自治体首脳部の多くと結託して、強引・卑劣かつ巧妙な攻撃を私たちにかけ続けてきた。電力会社は潤沢な金力にものを言わせて、住民を懐柔するために、「先進地視察旅行」のバスに乗せ、酒食のもてなしなど、買収・供給をほしのままにしてきた。言うまでもなく、そのような資金は私たちが支払う電気料金に含まれているのである。また政府は、政策的に貧しい地域をつくりあげた上で、恵みを乞わせ、原発を受け入れさせようとしてきた。しかしながら私たちは、かれらのこのようなやり方に決して屈しはしない。

多くの自治体首脳部は自治の思想を忘れ、政府と同様に「開発」か死か住民に迫り、電力会社に屈服させようとしてきた。私たちは原発反対運動の中で、みずからの生活はみずからの闘いによって守らねばならないことを学んできた。いまや奪われている住民自治を私たちの手に取りもどさなければならない。

潤沢なエネルギー供給と浪費奨励によって支えられた「高度成長」は、大企業による地方の侵蝕と地域の荒廃およびいちじるしい公害をもたらしただけである。いずれにしろ大企業に運命を売り渡すことを強いられるのみである。

私たちはこのような「高度成長」を望まないし、そのための電力のこれ以上の供給は私たちにとって必要ではない。

このことは同時に未だ多くは無関心な電力消費地である都市の人々にとっての問題であることを私たちは訴える。

また植民地支配と人種差別を助長し、国際世論を無視してまで、なりふりかまわず南アフリカからウランを輸入しようとする電力会

社の犯罪を、私たちは断固として糾弾しなければならない。

本集会は原発および再処理工場に反対して闘う住民が、みずからの手で準備し運営した。そして、この集会の趣旨に賛同し、これに関心を寄せる多くの市民と専門家が結集し、集会成功のために努力した。全国の原発・再処理工場立地および予定地からほとんどくまなく住民が参加できたとし、多くの都市の人々も参加した。また海外からの代表を招くこともできた。

本集会で得た数々の成果と教訓は、さらに各地の運動を強めるのに役立つであろう。私たちは全国的な世論を喚起し、国際的な連帯を強める中で、あらゆる闘争手段を行使し、運転中・建設中・計画中のすべての原発と再処理工場を必ずや停止させるであろう。

そのためにいっそう努力することを誓う。
右宣言する。

1975年8月26日

反原発全国集会

会計報告 ('75.8/12~9/8)

収入	会費	50,000
	カンパ	4,000
	前月より繰越	500,277
	計	554,277
支出	ニュース代	18,000
	為替手数料	510
	郵送料	3,500
	現地地質調査費	50,510
	弁護団合宿補助	30,000
	資料費	550
	コピー代金	2,130
	会場費	1,800
	事務用品費	7,650
	計	114,650
繰越金		439,627